

## 平成 2 9 年 度 飯 能 市 下 水 道 特 別 会 計 予 算

平成 2 9 年度飯能市の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 , 7 6 3 , 2 1 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 0 , 0 0 0 千円と定める。